

全建総連技能者育成基金制度「資格取得報奨金制度」実施内容

1. 対象資格及び支給金額

- (1) 別表1に定める資格です。
- (2) 支給金額は、取得した資格に応じ、区分1（10,000円）、区分2（6,000円）、区分3（3,000円）となります。

2. 支給要件

- (1) 「資格の受検（受験）及び受講時、報奨金の支給時に組合員であること」となります。
- (2) 時効は「資格取得日から3年以内に全建総連到着したもの」が対象となります。
- (3) 「資格取得日」とは、資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）に記載がある日付をなります。

3. 申請方法及び書類

- (1) 支給申請書は、全建総連が定めた申請書、資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）が必要となります。資格取得を証明する書類は、すべて「A4用紙サイズ」にコピー（拡大・縮小など）して「郵送」（FAX不可）でご提出ください。
- (2) 島根建連への支給申請書等の提出は、毎月20日（20日が休日の場合は前日）までとし、全建総連には毎月25日までに提出します。
- (3) 申請は、対象資格ごとにできますので、異なる資格であれば、「1年度に複数回申請」することができます。「年度」とは、4月1日から翌年3月31日を指しています。

4. 報奨金支給

- (1) 全建総連から島根建連への支給は、毎月15日（15日が休日の場合は前日）となりますので、各支部への送金は月末となります。
- (2) 全建総連からの報奨金については、個人口座への送金はいたしません。各支部口座へ合計金額を送金いたします。
- (3) 各支部から組合員に報奨金を支給する際には、全建総連からの報奨金に関しては、原則、「手数料を差し引かないこと」となっていますので、個人口座へ送金される場合はご注意ください。
- (4) 提出書類等が事実と反した時は、その事実が明らかになった日から3カ月以内に全建総連に対して支給額を返還しなければなりません。その際は、該当支部に対して、返還請求を行います。予めご了承ください。

5. 書類の確認及び保管

- (1) 各支部は、組合員からの支給申請の受付の際に、必ず申請内容をご確認のうえ、島根建連までご提出ください。

- (2) 島根建連では、制度規程に基づき、提出された書類を「3年間保管」することとなります。また、全建総連より関係資料の提出を求められた場合は、直ちに応じなければならぬこととなっています。

6. 制度開始及び申請受付

- (1) 平成30年4月1日より実施。平成30年4月以降に取得した資格から対象となり、申請することができます。
- (2) 平成30年3月以前に取得した資格は対象外です。
- (3) 制度開始時の資格から3年間は変更しない予定ですが、関係法令の改正等により、政策上、必要と判断された場合は、追加されることがあります。予めご了承ください。

7. 資格チャレンジ助成金制度の併用申請

- (1) 島根建連で実施している「資格チャレンジ助成金制度」と併用して申請し、助成金と報奨金の両方の支給を受けることができます。ただし、資格チャレンジ助成金制度の対象資格ではなく、全建総連の報奨金制度の対象であった場合は、報奨金のみの支給となります。
- (2) 併用の場合、助成金及び報奨金は、合算せずに別々に各支部に送金します。ただし、資格チャレンジ助成金は、希望により個人口座振込みも選択できます（その際、手数料は組合員負担となっています）。
- (3) 「資格チャレンジ助成金制度」（島根建連）と「資格取得報奨金制度」（全建総連）は、まったく別の制度ですので、申請の際は、各所定の申請書をご使用ください。なお、資格取得を証明する書類に関しては、1部ご提出いただければ構いません。
- (4) 「資格取得報奨金制度」（全建総連）は、年齢に関係なく、資格区分で支給金額が定められていますので、お間違えのないように組合員への周知をお願いします。

【別表1】対象資格

区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者

区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許

区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

技能検定 建設関係 32 職種（造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ）、金属加工関係で1職種（鉄工）、電気・精密機械器具関係で1職種（電気製図）、木材・木製品・紙加工品関係で4職種（家具製作、建具製作、畳製作、表装）、その他で5職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）

登録基幹技能者 33 職種（電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、プレストレスト・コンクリート工事、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶・土工、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテンウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎工、タイル張り、標識・路面標示、消火設備、建築大工、硝子工事）

職業訓練指導員免許 11 科（建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科）

全建総連「資格取得報奨金制度」申請書（島根建連組合員用）

私は、下記の資格を新規に取得したので「資格取得報奨金制度」の申請をします。

新規取得資格名	区分		
取得年月日	年	月	日

※対象資格一覧表から選択し、区分番号と資格名を記載してください。

◆支給対象者情報

申請年月日	年	月	日
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名	Ⓜ		
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
性別	男 ・ 女	職種	

◆振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな	記入不要		
口座名義人			

◆添付書類

①資格取得を証明する書類のコピー

（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）

=====

《島根建連使用欄》

会長印	組織部長印	支給金額	支給処理日	担当者印
Ⓜ	Ⓜ	円	/	Ⓜ

組合加入年月日	年 月 日	組合員番号	
組合費の納入状況	未納あり ・ 未納なし		